（仮称）浦安市認知症とともに生きる基本条例（素案）　概要

目的

この条例は、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に関し、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者及び関係機関の役割並びに家族等の取組を明らかにするとともに、認知症とともに生きることができる地域社会の実現に必要な基本となる事項を定めることにより、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、住み慣れた地域の中で、地域の主体的な一員として希望する暮らしを実現し、継続することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

基本理念

〇認知症の人が、その尊厳が保持され、自らの意思により、力を発揮しながら希望する暮らしを実現し、継続を目指します。
〇認知症の人、家族等、市民、事業者及び関係機関が認知症を地域の課題として捉え、認知症とともに生きることへの理解を深め、連携することで、認知症の人及びその家族等を含む誰もが、自分らしく社会とつながり、支え合い、安心して暮らせる地域を目指します。

責務・役割・取組

市の責務
〇多様な主体との連携の下、認知症施策を総合的に推進する。
〇認知症の人本人及びその家族等を含め、広く意見を聴いて認知症施策を実施する。

市民の役割
〇認知症とともに生きることについて理解を深める。
〇必要に応じて認知症の人及びその家族等へ声かけや見守りを行い、社会参加への配慮し、関係機関等への相談。
〇あらかじめ社会との関わりを持つことが、認知症になった後に希望する暮らしを継続するために役立つということを知る。

家族等の取組
〇認知症とともに生きることについて理解を持って、認知症の人本人の意思を尊重する。
〇自らの体験やその思い、意見等を発信し、地域社会とつながり、周囲に気軽に相談することができる。

認知症の地域課題

事業者の役割
〇様々な生活の場面で提供されるサービスをよりよくするため、従業者の理解を深める教育の機会の確保。
〇認知症の人及びその家族等の雇用の継続への配慮。

医療・介護・福祉に関する事業者の役割
〇相互に連携して、認知症に関する専門知識及び技能の向上を図り、認知症の人及びその家族等の気持ちを受け止め、良質で適切なサービスを提供する。

関係機関の役割
〇相互に連携して、認知症の人及びその家族等が必要なサービスを選択することができるよう適切な情報を提供。
〇市が実施する認知症施策に協力する。

基本的な認知症施策の方針

〇認知症とともに生きることについての理解の推進
　本人や家族等が不当な差別を受けることがないよう配慮しながら、地域の認知症とともに生きることについて理解を深める機会を確保。学齢期の児童への理解促進。
〇発信・伝達の支援及び機会の確保
　希望や生きがいを持って暮らしている認知症の人本人及びその家族等が体験したことやその思い、意見等について、認知症の人本人及びその家族等から広く聴くことを含め、発信を支援し，その機会の確保を図る。
〇社会参加の推進
　多様な主体が、地域において、共に過ごし支え合う意識の醸成等、認知症の人が社会参加しやすい体制を整備。就労の継続。
〇家族等への支援
　家族等が気軽に相談できる体制の整備、これにより結果的に本人の支援につながる。
〇医療・介護・福祉に関する事業者及び関係機関の連携の推進
　連携したネットワークにより、認知症の人及びその家族を支援。
〇意思決定支援
　意思決定支援に関わる多様な主体は、様々な場面で配慮をもって意思決定を支援する。
〇権利擁護
　高齢者虐待等の問題に適切に対応し、また成年後見制度の理解促進のための普及啓発を行い、関係機関等との連携により必要な施策を実施する。
〇認知症予防に関連する施策の推進
　認知症になることを遅らせ、又は認知症の進行を緩やかにするための予防に関連する情報を踏まえ、市民の健康の増進や社会参加の促進等、必要な施策を実施する。

認知症施策推進体制

- 広域連携の推進
- 認知症施策推進基本計画
- 認知症総合施策検討委員会